

【所管事務の調査（報告）】

事業活動地球温暖化対策指針の変更について

- 資 料 1 事業活動地球温暖化対策指針の変更について
- 資 料 2 事業活動地球温暖化対策指針変更案 新旧対照表
- 資 料 3 パブリックコメント手続用資料

環 境 局

「事業活動地球温暖化対策指針」の変更について

地球温暖化対策に関する技術水準や社会状況等の変化を踏まえ、**事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の運用**に必要な事項を定める「事業活動地球温暖化対策指針」の一部を変更する。

1 温室効果ガス排出量の状況

(1) 本市では、地球温暖化対策推進基本計画において、**2030年度までに1990年度比で30%以上の温室効果ガス排出量の削減**を目指す目標を掲げ取組を進めている。

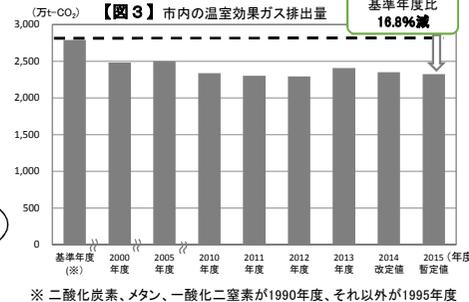
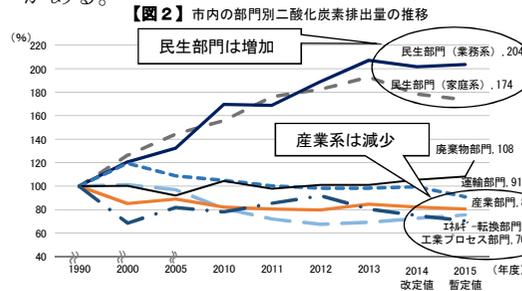
(2) 市内の二酸化炭素排出量を部門別で比較すると、臨海部を中心に製造業が集積している本市の特性から、産業部門などの**産業系が7割以上**を占めている【図1】。

(3) 市内の部門別排出量の推移【図2】を見ると、民生部門は、人口増加や商業施設の床面積増加などにより排出量が増加したが、産業系は、事業者の取組の成果や産業構造の変化などにより減少した。

こうした状況により、市内の温室効果ガス排出量【図3】は、1990年度比で**16.8%の削減**（国全体では2.1%増加）となった。

(4) 産業系の排出量は減少傾向にあるものの、排出量の多くを占めることから、**事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の効果的な運用**により、更なる削減に取り組む必要がある。

【図1】市内の二酸化炭素排出量の部門別構成比（2015年度暫定値）



2 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の概要

(1) 制度の趣旨

大規模事業者が、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた計画書・報告書を市に提出することにより、計画的かつ継続的に排出量の削減を図るもの

(2) 対象事業者

大規模事業者（原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上など） 約160社が対象

(3) 手続の流れ

ア 対象事業者は、今後3年間の削減目標や取組内容を記載した計画書を市に提出（中小規模事業者も、任意に提出することができる。）

イ 提出事業者は、毎年度、排出量や取組状況を記載した報告書を市に提出（市は、提出事業者に対し、必要な指導・助言を行うことができる。）

ウ 市は、提出された計画書・報告書の概要を市ホームページで公表

(4) 表彰

本年度から、事業者のモチベーション向上を目的として、大幅な削減を達成した事業者を環境功労者として市長が表彰する取組を開始

3 「事業活動地球温暖化対策指針」の一部変更の概要

(1) 本市では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書の作成に必要な事項を定める「事業活動地球温暖化対策指針」を平成22年度に策定した。

(2) 指針の策定から8年が経過し、その間、**次世代自動車の技術開発の進展や、再生可能エネルギーの普及、電力自由化の拡大**など、地球温暖化対策に関する技術水準や社会状況等が大きく変化した。

(3) こうした状況変化を踏まえ、**事業活動に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度のより効果的な運用**に向けて、「事業活動地球温暖化対策指針」の一部を次のとおり変更する。

= 主な変更点 =

(1) 削減対策として、

ア **次世代自動車の導入**を追加

イ **低炭素電力の積極的利用**を追加

ウ **一定の省エネ性能（トップランナー基準）を満たした機器の導入対象を拡大**

(2) 計画書・報告書の記載事項として、

ア **再生可能エネルギー源等の利用に係る検討状況**を追加

イ **削減対策の効果についての評価・見直し（PDCA）**を追加

(3) 事業者の事務負担軽減のため、計画書・報告書の**様式と添付書類を見直し**

(4) 報告書に記載する排出量の算定に**低炭素電力の選択による削減効果**を反映

(5) 中小規模事業者の削減対策として、**省エネルギー診断等の活用**を追加

4 今後のスケジュール

平成30年11月9日（金）～12月10日（月） パブリックコメント

平成31年4月1日

指針の変更

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">事業活動地球温暖化対策指針</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 4 月 1 日 一部変更 平成 27 年 5 月 22 日 一部変更 平成 31 年 4 月 1 日</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の推進並びに条例第 9 条第 1 項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び条例第 10 条第 1 項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。</p> <p>また、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成 21 年川崎市規則第 90 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等</p> <p>(1) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等の基本的な考え方</p> <p>ア 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置</p> <p>事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の製造等</p> <p>事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「再生可能エネルギー源等」という。）を利用したもの、温室効</p>	<p style="text-align: center;">事業活動地球温暖化対策指針</p> <p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 52 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の推進並びに条例第 9 条第 1 項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び条例第 10 条第 1 項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。</p> <p>また、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成 21 年川崎市規則第 90 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等</p> <p>(1) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等の基本的な考え方</p> <p>ア 温室効果ガス排出の抑制等のための措置</p> <p>事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の製造等</p> <p>事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギー源を利用したもの、温室効果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その</p>

変 更 案	現 行
<p>果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その利用に伴う温室効果ガスの排出の量のより少ないものを製造等するよう努めるものとする。</p> <p><u>ウ 廃棄物等の発生の抑制等</u> 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、廃棄物等の発生の抑制や再使用等に努めるものとする。</p> <p><u>エ 事業者間の連携</u> 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等の取組等に関する情報共有や技術提供のほか、エネルギーの相互利用など、事業者間で連携した温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進</p> <p>ア <u>設備等に係る温室効果ガスの排出の抑制等</u> 事業者は、その事業内容、事業所の形態等に応じ、事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。</p> <p>(ア) 燃料の燃焼の合理化 (イ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (ウ) 廃熱の回収利用 (エ) 熱の動力等への変換の合理化 (オ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の防止 (カ) 電気の動力、熱等への変換の合理化 (キ) 温室効果ガスの排出の量のより少ない燃料への転換</p> <p>イ 計画的に取り組むべき事項</p> <p><u>(ア) 推進体制の整備</u> 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等の重</p>	<p>利用に伴う温室効果ガスの排出の量のより少ないものを製造等するよう努めるものとする。</p> <p><u>ウ 市が実施する施策への協力</u> 事業者は、市が実施する市域の特性を考慮した温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化対策のための施策について把握及び理解に努め、効果的に施策が実施されるよう協力しなければならない。</p> <p>(2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進</p> <p>ア 温室効果ガスの排出の抑制等 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、その事業内容、事業所の形態等に応じ、その事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。</p> <p>(ア) 燃料の燃焼の合理化 (イ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化 (ウ) 廃熱の回収利用 (エ) 熱の動力等への変換の合理化 (オ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の防止 (カ) 電気の動力、熱等への変換の合理化 (キ) 温室効果ガスの排出の量のより少ない燃料への転換 (ク) <u>低燃費車（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく燃費基準を早期達成している自動車）の使用</u></p> <p>イ <u>温室効果ガスの排出の抑制等のため計画的に取り組むべき事項</u> <u>(ア) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等</u></p> <p><u>a 推進体制の整備</u> 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等</p>

変 更 案	現 行
<p><u>要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。</u></p> <p>(イ) <u>温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握</u> 事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。</p> <p>(ウ) <u>情報収集</u> 事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。</p> <p>(エ) <u>設備等の選択</u> 事業活動に係る設備等及びその使用方法の選択については、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。</p> <p>(オ) <u>実施状況及び効果の把握</u> <u>(エ)の実施状況及びその効果を把握すること。</u></p> <p>(カ) <u>自己評価の実施</u> <u>(オ)を踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。</u></p> <p>(キ) <u>次世代自動車等の導入</u> <u>事業活動に伴う自動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車や低燃費車</u></p>	<p><u>の重要性について周知徹底を行うこと。</u></p> <p>b <u>温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握</u> 事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。</p> <p>c <u>情報収集</u> 事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。</p> <p>d <u>設備等の選択及び使用</u> 事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。</p> <p>e <u>実施状況及び効果の把握</u> <u>dの実施状況及びその効果を把握すること。</u></p> <p>f <u>自己評価の実施</u> <u>eを踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。</u></p> <p>(イ) <u>自動車の使用に係る温室効果ガスの排出の抑制等</u> <u>(ア)のほか、次の内容について取り組むものとする。</u></p> <p>a <u>自動車の適正な維持管理</u> <u>日常の点検・整備に関するマニュアルの作成や従業員の教育等を通じ、車両の適正な維持管理を行うとともに、良好な整備状態を維持すること。</u></p> <p>b <u>燃料の消費量等に関するデータ管理</u> <u>エコドライブ管理システムの活用等により、運転者別、車種別等のエネルギーの使用量等を定期的に記録し、燃費管理を確実にを行うとともに、輸送物品に係る積載状況、輸送経路等を定期的に把握し、目的地までの効率的なルートを選定すること。</u></p> <p>c <u>エコドライブの推進</u> <u>自社による研修等の実施や自治体等が開催するエコドライブ講習会等への参加により、従業員の自動車の利用方法の改善を行い、エコドライブの推進を図ること。</u></p> <p>d <u>低燃費車の導入</u> <u>自動車の導入に関しては、低燃費車の計画的な導入を行うこと。</u></p>

変更案	現行
<p><u>を計画的に導入すること。</u></p> <p>(ク) <u>輸送の効率化</u> 目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、<u>共同輸配送やモデルシフトを推進すること。</u></p> <p>(ケ) <u>低炭素電力等の積極的利用</u> <u>事業活動で使用する電気については、再生可能エネルギー源により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用するよう努めること。</u></p> <p>(コ) <u>公共交通機関等の利用の促進</u> 従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等の利用を積極的に行い、マイカー通勤を抑制すること。</p> <p>(カ) <u>環境教育及び環境学習の推進</u> <u>地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習を推進するよう努めること。</u></p> <p>ウ その他考慮すべき事項</p> <p>(ア) <u>事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、上記のほか、別表第1から6に掲げる対策について実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) <u>工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、</u></p>	<p>e <u>輸送の効率化</u> 目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、<u>共同輸配送の可能性について検討を行うこと。</u></p> <p>f <u>輸送方法の選択</u> <u>自動車から鉄道及び船舶へ輸送方法を転換するモデルシフトを推進すること。</u></p> <p>g <u>公共交通機関等の利用の促進</u> 従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等の利用を積極的に行い、マイカー通勤を抑制すること。</p> <p>ウ <u>その他事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関して考慮すべき事項</u></p> <p>(ア) <u>事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、上記のほか、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>a <u>再生可能エネルギー源及び未利用エネルギーの利用</u></p> <p>b <u>環境に配慮した資材、機器等の利用</u></p> <p>c <u>廃棄物等の発生の抑制等</u></p> <p>d <u>地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習の推進等</u></p> <p>(イ) <u>工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、</u></p>

変 更 案	現 行
<p>経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号)等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。</p> <p>(ウ) <u>事業所等</u> (特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下同じ。) <u>の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者(以下「テナント等事業者」という。)</u> は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者が実施する取組等に協力するなどし、<u>共同して温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。</u></p> <p>3 特定事業者に係る地球温暖化対策</p> <p>特定事業者に係る地球温暖化対策について、条例第9条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第10条の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。</p> <p>(1) 特定事業者の範囲</p> <p>ア 規則第4条第1号、第2号、第4号に係る事業者</p> <p>事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している<u>全ての事業所等</u>に係るエネルギー使用量等を含めて行うものとする。</p> <p>また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(イ) <u>所有している建物の一部を他の者が利用している場合</u></p> <p>建物所有事業者は、当該建物全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを<u>当該建物所有事業者のエネルギー使用量等として算入する。</u></p>	<p>経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号)等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。</p> <p>(ウ) <u>事業所の居室等を賃貸している事業者と事業所の居室等を賃借している事業者は、共同して温室効果ガスの排出の抑制等を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の状況が確認できるようにエネルギー使用量等の把握を行い、賃借事業者への情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>3 特定事業者に係る地球温暖化対策</p> <p>特定事業者に係る地球温暖化対策について、条例第9条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第10条の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。</p> <p>(1) <u>温室効果ガスの排出の量の把握及び削減に係る措置を行うべき事業活動の範囲等</u></p> <p>ア 特定事業者の範囲の考え方</p> <p>(ア) 規則第4条第1号、第2号、第4号に係る事業者</p> <p>事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している<u>すべての事業所等</u> (特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下同じ。)に係るエネルギー使用量等を含めて行うものとする。</p> <p>また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲の考え方は次のとおりとする。</p> <p>a <u>建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物</u></p> <p>建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物 (以下「テナントビル」という。)については、当該テナントビル全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置更新の権限を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを<u>もって、特定事業者の判断を行うものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(イ) テナント等事業者 テナント等事業者は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わる<u>全てのエネルギー使用量等を当該テナント等事業者のエネルギー使用量等として算入する。</u></p> <p>(ウ) 自動車等 主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。</p> <p>イ 規則第4条第3号に係る事業者 特定事業者<u>に該当するか否か</u>の判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同じ。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。</p> <p>(2) 原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定等</p> <p>ア 原油換算エネルギー使用量 規則第4条第1号及び第2号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び施行規則（昭和54年経済産業省令第74号）に基づき算定するものとする。</p> <p>イ 温室効果ガス排出量 規則第4条第4号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。</p>	<p>b テナント等事業者の取り扱い 事業所等の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者（以下「テナント等事業者」という。）は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わるすべてのエネルギー使用量等をもって、特定事業者の判断とするものとする。</p> <p>c 事業所敷地内で走行する自動車等 主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。</p> <p>(イ) 規則第4条第3号に係る事業者 特定事業者の判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同じ。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出の量の把握及び削減に係る措置を行うべき事業活動の範囲 アと同様の範囲とする。</p> <p>(2) 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定等</p> <p>ア 原油換算エネルギー使用量 規則第4条第1号及び第2号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び施行規則（昭和54年経済産業省令第74号）に基づき算定するものとする。</p> <p>イ 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量 規則第4条第4号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>(3) <u>地球温暖化対策の実施手順及び推進体制の整備</u></p> <p>特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減のため、次に掲げる手順を参考に取り組を実施するものとし、<u>そのための推進体制を整備する。</u></p> <p><u>ア 温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針の策定</u> <u>イ 温室効果ガスの排出の量と密接に係る設備等の運転及び保全状況の把握</u> <u>ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標、計画等の立案</u> <u>エ 温室効果ガスの排出の量の削減のための人材及び予算の確保及び管理</u> <u>オ 温室効果ガスの排出の量の削減対策のメニューの選定及び実施並びに進行管理</u> <u>カ 温室効果ガスの排出の量の削減対策の効果の確認及び検証</u> <u>キ 温室効果ガスの排出の量の削減対策方法等の見直し</u></p> <p>(4) <u>地球温暖化対策の計画的な推進</u></p> <p>ア 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針 特定事業者は、<u>市内事業所等の設備等に係る削減対策、自動車等に係る削減対策及び事業所内で実施するその他の削減対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。ただし、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減を図るための方</u></p>	<p>(3) <u>地球温暖化対策の推進体制</u></p> <p><u>ア 推進体制の整備に関する基本的考え方</u> <u>地球温暖化対策の取組を継続的で効果的な活動とするためには、地球温暖化対策を事業所等のマネジメントの中の体系的な仕組みとして定着させることが必要である。温室効果ガスの排出は、エネルギーの使用等をはじめとしたすべての事業所に係るものであるため、エネルギー管理部署等だけで実行することは困難である。事業所全体又は事業者全体で効果的に地球温暖化対策を推進するための体制を確立することが必要である。</u></p> <p><u>イ 推進体制の整備</u> 特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減のため、次に掲げる<u>事項を実施するための推進体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 温室効果ガスの排出の量の削減目標、基本方針、計画等の立案</u> <u>(イ) 温室効果ガスの排出の量の削減対策のメニューの選定及び実施並びに進行管理</u> <u>(ウ) 温室効果ガスの排出の量の削減対策の効果の確認及び検証</u> <u>(エ) 温室効果ガスの排出の量の削減対策方法等の見直し</u> <u>(オ) 温室効果ガスの排出の量の算定根拠となる書類の管理</u> <u>(カ) 温室効果ガスを排出する設備等の稼働状況、温室効果ガスの排出の量等を定期的に記録する管理台帳の整理</u> <u>(キ) (オ)及び(カ)に掲げるもののほか、事業所におけるエネルギー消費設備等、温室効果ガスの排出の量と密接に係る設備等の運転及び保全についての適正な管理</u> <u>(ク) 設備の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録の作成、保管</u> <u>(ケ) 事業所の構成員及びその事業活動に係る他の事業者などに対する地球温暖化の対策</u> <u>(コ) 温室効果ガスの排出の量の削減のための予算の管理</u></p> <p>(4) <u>地球温暖化対策の計画的な推進</u></p> <p>ア 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針 特定事業者は、<u>その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減について、事業所等の設備等に係る削減対策、自動車等に係る削減対策及び事業所内で実施するその他の削減対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。</u></p>

変更案	現行
<p>針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。</p> <p>また、基本方針には削減対策実施状況の適切な進行管理を行うための方針も定めるものとする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制 特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減の取組は、全社を含めた推進体制を有することが考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。</p> <p>ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標等 特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。 削減目標は、市内における事業活動に伴う排出量について設定するが、市外にも事業所等を有する特定事業者であって、<u>全ての事業所等</u>を通じて削減目標を設定している場合は、<u>全社目標</u>を参考として併記することができる。また、排出量を排出量原単位(排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値)又はエネルギーの使用に係る原単位(以下「排出量原単位等」という。)により算定している特定事業者は、その原単位の改善等を反映した排出の量の削減目標のほか、原単位における削減目標を設けることができる。 削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。 (7) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項</p> <p>a 条例第6条第2項の規定による地球温暖化対策推進基本</p>	<p><u>基本方針は市内事業所を対象とするが、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減を図るための方針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。</u></p> <p>また、基本方針には次の事項を定めるものとする。 (ア) <u>市内における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に向けた基本的考え方</u> (イ) <u>温室効果ガスの排出の量の効率的、効果的な削減等の取組についての基本的考え方</u> <u>なお、環境マネジメントシステム等を構築している場合は、当該規格の名称、取得日、取得範囲等を明確にしたうえで、当該内容を方針に盛り込むことができる。</u></p> <p>イ 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制 特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減の取組は、全社を含めた推進体制を有することが考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。</p> <p>ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標等 特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。 削減目標は、市内における事業活動に伴う排出量について設定するが、市外にも事業所等を有する特定事業者であって、<u>すべての事業所等</u>を通じて削減目標を設定している場合は、<u>全社目標</u>を参考として併記することができる。また、排出量を排出量原単位(排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値)又はエネルギーの使用に係る原単位(以下「排出量原単位等」という。)により算定している特定事業者は、その原単位の改善等を反映した排出の量の削減目標のほか、原単位における削減目標を設けることができる。 削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。 (ア) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項 <u>特定事業者は、削減目標の設定にあたり次の事項を考慮するものとする。</u></p> <p>a 条例第6条第2項の規定による地球温暖化対策推進基本</p>

変 更 案	現 行
<p>計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項</p> <p>b 国内及び国際的な目標及びその動向</p> <p>c 特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況</p> <p>d 特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況</p> <p>e 事業活動の将来的な見込み</p> <p>(イ) 基準年度及び目標年度 基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。</p> <p>(ウ) 基準排出量及び目標排出量</p> <p>a 基準排出量の算定 基準排出量は、基準年度の<u>温室効果ガス</u>排出量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している<u>全ての</u>事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する<u>全ての</u>対象自動車の基準排出量の合計値とする。 ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の<u>上</u>、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。 基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとする（以下、排出量に係る算定について同じ。）。</p> <p>b 目標排出量の算定 目標排出量は、目標年度の事業活動に伴う温室効果ガス</p>	<p>計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項</p> <p>b 国内及び国際的な目標及びその動向</p> <p>c 特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況</p> <p>d 特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況</p> <p>e 事業活動の将来的な見込み</p> <p>(イ) 基準年度及び目標年度 基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。</p> <p>(ウ) 基準排出量及び目標排出量</p> <p>a 基準排出量の算定 基準排出量は、基準年度の排出量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している<u>すべての</u>事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する<u>すべての</u>対象自動車の基準排出量の合計値とする。 ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の<u>うえ</u>、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。 基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとし（以下、排出量に係る算定について同じ。）、<u>エネルギーの使用量及び販売副生エネルギー等の量など、排出量の算定に用いた数値について市に提示することなどにより、その確認を受けるものとする。（以下、市内事業者単位及び「(5) 市内大規模事業所の地球温暖化対策の推進」で定義する大規模事業所等单位に係る排出量の算定について同じ。）</u></p> <p>b 目標排出量の算定 目標排出量は、目標年度の事業活動に伴う温室効果ガス</p>

変更案

の排出の量から、計画期間に実施する対策により削減される温室効果ガスの量を減じることなどにより得られる量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の目標排出量は、市内に設置している全ての事業所等の目標排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の目標排出量は、その使用する全ての対象自動車に係る目標排出量の合計値とする。

目標排出量を算定する際は、削減対策の計画のほか、今後の事業活動の見込み等を総合的に勘案するものとする。

(エ) 排出量原単位等の設定

排出量原単位等を算出するための活動量は、生産数量、建築物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値を設定するものとする。なお、計画期間中は原則として排出量原単位等の指標を変更しないものとする。また、基準排出量原単位等及び目標排出量原単位等の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨により、設定するものとする。

現行

の排出の量から計画期間に実施する削減対策の量を減じることなどにより得られる量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の目標排出量は、市内に設置しているすべての事業所等の目標排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の目標排出量は、その使用するすべての対象自動車に係る目標排出量の合計値とする。

その際、特定事業者は、事業所の設備等に係る温室効果ガスの排出の量を合算した量の計画期間の最終年度における見込みを、その事業所の設備等に係る削減目標、その他の削減対策の計画、今後の事業活動の見込み等を総合的に勘案し目標排出量を算定するものとする。

c 目標排出量の削減率

目標排出量の削減率は、目標排出量と基準排出量の差を基準排出量で除した数値をいう。

(エ) 排出量原単位等の設定

a 温室効果ガスの排出の量と密接な関係をもつ値

排出量原単位等を算出するための活動量は、生産数量、建築物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値を設定するものとする。なお、計画期間中は原則として排出量原単位等の指標を変更しないものとする。排出量原単位等を算出するための活動量としては、次の例が考えられる。

区分（業種等）	排出量原単位等を算出するための活動量
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・生産数量（トン） ・生産金額、売上金額（円） ・従業員（人）
小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・建物延床面積（m²） ・売上金額（円） ・営業時間（時間）
業務ビル	<ul style="list-style-type: none"> ・建物延床面積（m²）
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・走行距離（km） ・輸送量（トン、m³） ・走行距離と輸送量との組み合わせ（トン km）
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ・収集人口（人）（一般廃棄物）

変更案	現行		
<p>エ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施</p> <p>特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。</p> <p>(ア) 削減対策の選定</p> <p>特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第1から6等を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。</p> <p>a 現況把握</p> <p>事業活動に係る設備等の保有状況及び運転状況等を把握するとともに、<u>エネルギー使用量等の変化を分析することで、最適な運転条件も併せて把握するものとする。</u></p> <p>b 削減対策の検討及び選定</p> <p>現況把握を踏まえ、別表第1から6等に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。</p> <p>(a) 事業所等における削減対策</p> <p>規則第4条第1号、第2号、第4号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第1から4に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。</p> <p>別表第1から4の対策は、<u>次の考え方により「基本対策」と「目標対策」に区分している。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1191 124 2027 199"> <tr> <td data-bbox="1191 124 1400 159">・売上金額 (円) (産業廃棄物)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 159 1400 199">・処理量 (トン、m³)</td> </tr> </table> <p>b <u>その他排出量原単位等に関する取り扱い</u></p> <p>基準排出量原単位等及び目標排出量原単位等の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨により、設定するものとする。</p> <p>エ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施</p> <p>特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。</p> <p>(ア) 削減対策の選定</p> <p>特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第1から6 <u>及び市長が別に示す対策事例集等</u>を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。</p> <p>a 現況把握</p> <p>事業活動に係る設備等の保有状況及び運転条件等を把握する。<u>また、各種記録及び計測により運転状況を把握するとともに、工程別又は設備・機器別に、エネルギー等の発生から消費に至るまでの流れを定量的に把握する。</u></p> <p><u>さらに運転条件によるエネルギー使用量等の変化を分析し、継続的に把握することで、運転条件の最適条件を見つけるものとする。</u></p> <p>b 削減対策の検討及び選定</p> <p>現況把握を踏まえ、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第1から6に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。</p> <p>(a) 事業所等における削減対策</p> <p>規則第4条第1号、第2号、第4号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第1から4に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。</p> <p>別表第1から4の対策は、<u>「基本対策」と「目標対策」に区分されており、次の考え方により対策項目を選定するも</u></p>	・売上金額 (円) (産業廃棄物)	・処理量 (トン、m ³)
・売上金額 (円) (産業廃棄物)			
・処理量 (トン、m ³)			

変更案	現行
<p>(a)－1 基本対策（別表第1、3） 基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は<u>全て</u>選定するものとする。</p> <p>(a)－2 目標対策（別表第2、4） 目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、<u>設備の更新時期や経営状況を踏まえながら</u>、導入等の可能性について十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。</p> <p>(b) 自動車における削減対策 規則第4条第3号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第5、6に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。 なお、基本対策と目標対策の考え方は、(a)と同様である。</p>	<p><u>のとする。</u></p> <p>(a)－1 基本対策（別表第1、3） 基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は<u>すべて</u>選定するものとする。</p> <p>(a)－2 目標対策（別表第2、4） 目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから設備の更新時期や経営状況を踏まえながら、導入等の可能性について十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。 <u>なお、別表第1から4に掲げる対策のほか、事業所等の特性に基づき独自の対策等について検討を行うものとする。</u></p> <p>(b) <u>対象自動車</u>における削減対策 規則第4条第3号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第5、6に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。 なお、基本対策と目標対策の考え方は、(a)と同様である。</p> <p><u>c 削減対策の検討及び選定にあたっての留意事項</u></p> <p>(a) <u>基本対策は、原則として設備投資を必要とせず、管理強化を行うことにより、温室効果ガスの排出の量の削減を図る手法であり、直ちに効果が現れる手法として大変有効な手段である。</u></p> <p>(b) <u>目標対策は、本体設備の変更は行わないが、小規模な投資により設備を付加することや一部の設備を改修し、設備全体として、エネルギー効率等の向上を図る手法が考えられるが、検討が不十分であると、かえって過度な設備を導入したり、作業方法が複雑となることがあることに留意すべきである。</u></p> <p>(c) <u>作業工程全体の高効率化、高効率設備の導入、温室効果ガスの分解装置の導入等は、大きな対策効果が期待できるが、必要とする投資額も多額となるため、事前に十分な検討を行いそれぞれの条件に最も適した作業工程や設備等を導入する</u></p>

変更案	現行
<p>(イ) 再生可能エネルギー源等の利用 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギー源等の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、再生可能エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、再生可能エネルギー源等の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>オ 他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の内容 特定事業者は、自らの温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。</p> <p>カ その他地球温暖化対策の推進への貢献に関する事項 特定事業者は、自らの事業における温室効果ガスの排出の量の削減の取組とともに、地域社会での地域住民等への啓発、市が実施する施策への協力など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。</p>	<p><u>必要がある。</u></p> <p>(イ) 再生可能エネルギー源等の利用に関する基本的考え方 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、<u>再生可能エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「再生可能エネルギー源等」という。）</u>の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、再生可能エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、再生可能エネルギー源等の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>オ 他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の内容 特定事業者は、自らの温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。<u>なお、ここでいう他者の温室効果ガスの排出の抑制等とは、他者の温室効果ガスの排出の抑制等の効果について定量化が可能な市内の特定事業者の取組をいい、次のような措置が考えられる。</u></p> <p><u>(ア) 京都メカニズムを活用したクレジットの取得</u> <u>(イ) 国内排出量取引制度等による取引</u> <u>(ウ) 低CO2川崎ブランドの認定</u></p> <p>カ その他地球温暖化対策の推進への貢献に関する事項 特定事業者は、自らの事業における温室効果ガスの排出の量の削減の取組とともに、地域社会での地域住民等への啓発、市による<u>施策の協力</u>など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。<u>なお、取組としては、次のような内容が考えられる。</u></p> <p><u>(ア) 中小規模事業者等への省エネルギー技術の普及又は移転</u> <u>(イ) 環境教育の実施</u> <u>(ウ) 森林の保全・緑化の推進</u> <u>(エ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</u> <u>(オ) 他者に対する環境負荷低減の取組の要請</u> <u>(カ) かわさき地球温暖化対策推進協議会事業者部会への参加</u> <u>(キ) 川崎温暖化対策推進会議(C C川崎エコ会議)への参加</u></p>

変更案	現行
<p>(5) 市内大規模事業所の地球温暖化対策の推進 <u>市内に基準年度において原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を設置している特定事業者は、大規模事業所ごとに「(4) 地球温暖化対策の計画的な推進」を準用し、地球温暖化対策を計画的に推進するものとする。</u></p> <p>(6) 事業活動地球温暖化対策計画書の作成 ア 計画書の作成単位及び様式 特定事業者は、市内に設置している<u>全ての事業所等</u>に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第9条第1項各号及び規則第6条各号に掲げる事項を記載した規則第1号様式及び指針様式第1号による事業活動地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。 また、大規模事業所にあつては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量の削減目標、措置の内容等を指針様式第1号の別紙により作成するものとする。 なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(ウ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。 計画書は、規則第22条の規定により、正本1通及びその写し1通を書面により提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出について同じ。）</p>	<p>(ク) <u>かわさきコンパクトへの参加</u> (ケ) <u>環境に配慮した電力及び熱の選択、使用</u> (コ) <u>その他地球温暖化対策に係る事項</u></p> <p>(5) 市内大規模事業所の地球温暖化対策の推進 <u>特定事業者が市内にエネルギー管理指定工場（第一種エネルギー管理指定工場等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場及びこれに相当する事務所その他の事業場をいう。以下同じ。）若しくは第二種エネルギー管理指定工場（同法第17条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場及びこれに相当する事務所その他の事業場をいう。）をいう。以下同じ。）又は温室効果ガスの種類（二酸化炭素についてはエネルギーの使用に伴うものを除く。）ごとの排出の量が二酸化炭素の量に換算して3,000 t以上となる事業所等（以下「大規模事業所等」という。）を設置している場合にあつては、大規模事業所等ごとに「(4) 地球温暖化対策の計画的な推進」を準用し、地球温暖化対策を計画的に推進するものとする。</u></p> <p>(6) 事業活動地球温暖化対策計画書の作成 ア 計画書の作成単位及び様式 特定事業者は、市内に設置している<u>すべての事業所等</u>に係る計画についてとりまとめを行い、事業者ごとに条例第9条第1項各号及び規則第6条各号に掲げる事項を記載した規則第1号様式及び指針様式第1号及び第3号による事業活動地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。 また、大規模事業所等にあつては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量の削減目標、措置の内容等を指針様式第1号の別紙により作成するものとする。 なお、大規模事業所等のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(ウ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。 計画書は、規則第22条の規定により、正本1通及びその写し1通を書面により提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、<u>事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書及び事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出について同じ。</u>）</p>

変更案	現行
<p>イ 計画書に必要な書類 計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (ア) 周辺地域の状況及び特定事業者の区域の範囲が明確に示された図面 (イ) 基準年度分の温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。） (ウ) 目標排出量及び削減量の算定根拠</p> <p><u>(エ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容を説明する書類</u> <u>(オ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>(7) 事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書の作成</u> ア 届出書の作成単位及び様式 条例第9条第2項の規定による届出は、事業者ごとに届出書として規則第2号様式に必要な書類を添付し、<u>正本1通及びその写し1通を書面により提出するものとする。</u></p> <p>イ 計画書内容の変更 計画書の変更については、<u>原則として、変更前後の内容が分かる書類とともに、変更後の内容を反映した規則第1号様式又は指針様式1号（変更に係る様式面のみ）を添付するものとする。</u></p> <p>ウ 事業の廃止、休止、再開 事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。 (ア) 廃止若しくは休止又は再開の理由 (イ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日</p>	<p>イ 計画書に必要な書類 計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (ア) 周辺地域の状況及び特定事業者の区域の範囲が明確に示された図面 (イ) 基準年度分の温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。） (ウ) 目標排出量及び削減量の算定根拠 <u>(エ) 別表第1から6の対策内容の対応状況を確認した点検表</u> <u>(オ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容を説明する書類</u> <u>(カ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>(7) テナント等事業者</u> <u>ア 組織体制の整備</u> <u>特定事業者に係る事業所等を使用しているテナント等事業者は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する特定事業者の事業活動地球温暖化対策計画書の作成に協力するために必要な組織体制を「(3) 地球温暖化対策の推進体制」を参考に整備するものとする。</u></p> <p><u>イ 特定事業者が実施する地球温暖化対策への参画</u> <u>特定事業者に係る事業所等にテナント等事業者がいる場合には、その事業所等の温室効果ガスの排出の量の削減のため、テナント等事業者は温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を共同して推進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書の作成</u> ア 届出書の作成単位及び様式 条例第9条第2項の規定による届出は、事業者ごとに届出書として規則第2号様式に必要な書類を添付することにより行うものとする。</p> <p>イ 計画書内容の変更 計画書の変更については、変更前後の内容が分かる書類とともに、変更後の内容を反映した規則第1号様式又は指針様式1号から<u>様式第3号（変更に係る様式面のみ）を添付するものとする。</u></p> <p>ウ 事業の廃止、休止、再開 事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。 (ア) 廃止若しくは休止又は再開の理由 (イ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日</p>

変更案	現行
<p>事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。</p> <p><u>(8) 温室効果ガス排出状況等の把握及び改善等に向けた検討</u></p> <p>ア 温室効果ガスの排出の状況等の把握 計画書提出特定事業者は、計画期間の温室効果ガスの排出の状況及び削減対策の実施状況並びに目標の達成状況について把握するものとする。</p> <p>イ <u>削減対策効果の評価及び改善等に向けた検討</u> アの把握を踏まえて、削減対策の効果について評価を行うとともに、改善等に向けた検討を行うものとする。</p> <p><u>(9) 事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成</u></p> <p>ア 結果報告書の作成単位及び様式 計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第3号様式及び指針様式第2号による事業活動地球温暖化対策結果報告書(以下「結果報告書」という。)を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、<u>原則として、</u>計画書に対する実施状況を記載するものとする。 また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量等の値を併せて記載するものとする。</p> <p>イ 結果報告書における排出係数の取扱い <u>温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、</u>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項第1号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。</p>	<p>事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。</p> <p><u>(9) 地球温暖化対策の実施</u></p> <p>ア 温室効果ガスの排出の状況等の把握 計画書提出特定事業者は、計画期間の温室効果の排出の状況及び対策の内容を把握するものとする。</p> <p>イ <u>進捗状況の確認</u> 計画書提出特定事業者は、計画期間における温室効果ガスの排出の量の削減対策の実施状況について、<u>毎年度、別表第1から6に掲げる対策分類等</u>に把握するものとする。計画書提出特定事業者は、<u>毎年度の温室効果ガスの排出の量の推移、目標の達成状況等を踏まえ、当該年度以降の削減対策の実施について、削減対策の追加等を検討するものとする。</u></p> <p><u>(10) 事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成</u></p> <p>ア 結果報告書の作成単位及び様式 計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第3号様式及び指針様式第2号及び第3号による事業活動地球温暖化対策結果報告書(以下「結果報告書」という。)を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、計画書に対する実施状況を記載するものとする。 また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量及び排出量原単位の値を併せて記載するものとする。</p> <p>イ 結果報告書における排出係数の取扱い <u>報告対象年度における温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況に係る排出量及び排出量原単位の算定に用いる排出係数は、</u>計画期間に計画書提出特定事業者が実施した削減対策の効果を反映するため、<u>基準年度に使用した排出係数を継続して使用するものとし、電気事業者等の排出係数の変動による影響を排除するものとする。</u> <u>その他の温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)第20条の3第10項の規定による地方公共団体実</u></p>

変 更 案	現 行
<p>ウ 結果報告書に必要な書類 結果報告書には次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(ア) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量等の算定根拠</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料</p> <p>(ウ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類</p> <p>(10) 計画書等の内容の公表 市長は、条例第11条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。 公表する事項は、規則第10条の規定に掲げるもののほか、指針様式第1号及び第2号に係る内容（別紙は除く。）とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、市長は、特定事業者の地球温暖化対策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p><u>行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む）の把握のため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項第1号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。</u></p> <p>ウ 結果報告書に必要な書類 結果報告書には次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(ア) <u>周辺地域の状況及び特定事業者の区域の範囲が明確に示された図面</u></p> <p>(イ) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量及び削減量の算定根拠</p> <p>(ウ) <u>別表第1から6の対策内容の対応状況を確認した点検表</u></p> <p>(エ) <u>温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料</u></p> <p>(オ) <u>その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類</u></p> <p>エ 特記事項 <u>川崎市公害防止等生活環境保全に関する条例施行規則第79条の5の規定による指定荷主及び指定荷受人については、同条例第99条の2第1項又は第2項による要請の実施状況の報告について、事業所ごとに同規則様式により作成をし、本結果報告書に添付することにより提出することができる。</u></p> <p>(11) 計画書等の内容の公表 市長は、条例第11条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。 公表する事項は、規則第10条の規定に掲げるもののほか、指針様式第1号及び第2号に係る内容（別紙は除く。）とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、市長は、特定事業者の地球温暖化対策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。</p> <p>(12) <u>地球温暖化対策の総合的な推進</u></p> <p>ア <u>規則第4条第1号、第2号、第4号該当特定事業者</u> <u>当該特定事業者は、その地球温暖化対策の推進のため、別表第5、6に掲げる対策など、特定事業者に該当する種類以外の項目についても併せて、実施するよう努めるものとする。また、計画書等の作成にあたっては、該当する種類以外の地球温暖化対策の内容についても記載することができる。</u></p> <p>イ <u>規則第4条第3号該当特定事業者</u></p>

変 更 案	現 行
<p>4 中小規模事業者に係る地球温暖化対策</p> <p>(1) 計画書等の任意提出 <u>中小規模事業者は、条例第9条第3項の規定により、特定事業者と同様に計画書等を作成し、市長に提出することができる。地球温暖化対策については、原則として「3 特定事業者に係る地球温暖化対策」を準用する。</u></p> <p>(2) 事業者間の協力等 <u>中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 省エネルギー診断等の活用 <u>中小規模事業者は、「2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等」に規定するものに加え、国や自治体等が行う省エネルギー診断等を活用するなどして、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。</u></p> <p>5 雑則</p> <p>(1) 指導・助言等 市長は、条例第12条の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対</p>	<p>当該特定事業者は、その地球温暖化対策の推進のため、別表第1から4に掲げる対策など、特定事業者に該当する種類以外の項目についても併せて、実施するよう努めるものとする。また、計画書等の作成にあたっては、該当する種類以外の地球温暖化対策の内容についても記載することができる。</p> <p>4 雑則</p> <p>(1) 中小規模事業者の地球温暖化対策の推進</p> <p>ア 計画書等の任意提出 <u>中小規模事業者は、条例第9条第3項の規定により、特定事業者と同様に計画書等を作成し、市長に提出することができる。地球温暖化対策については、原則として「3 特定事業者に係る地球温暖化対策」を準用する。</u></p> <p>イ 事業者間の協力等 <u>中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指導・助言等 市長は、条例第12条の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対</p>

変 更 案	現 行
<p>策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。</p> <p><u>(2) 立入調査等</u> 市長は、条例第33条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。</p> <p><u>(3) 勧告・公表</u> 市長は、条例第34条の規定に基づき、特定事業者が計画書の提出等を行わなかったとき、又は虚偽の提出をしたとき若しくは立入調査等に応じなかった場合に、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。</p>	<p>策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。</p> <p><u>市長は、別表第1から6に掲げる地球温暖化対策のうち、基本対策に分類されるものについては、すべての事業者が対策として選択し、目標対策に分類される対策については、より多くの事業者が選択できるよう指導・助言を行う。</u></p> <p><u>(3) 立入調査等</u> 市長は、条例第33条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。</p> <p><u>(4) 勧告・公表</u> 市長は、条例第34条の規定に基づき、特定事業者が計画書の提出等を行わなかったとき、又は虚偽の提出をしたとき若しくは立入調査等に応じなかった場合に、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。</p>

「事業活動地球温暖化対策指針（変更案）」 について御意見をお寄せください

本市では、川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、2030年度までに1990年度比で30%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す目標を掲げ、取組を進めております。

こうした中、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の運用に必要な事項などを定める「事業活動地球温暖化対策指針」は、平成22年度に策定してから8年が経過し、その間、次世代自動車の技術開発の進展や、再生可能エネルギーの普及、電力自由化の拡大など、地球温暖化対策に関連する社会・経済状況が大きく変化しました。

こうした状況変化を踏まえ、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度のより効果的な運用に向けて、「事業活動地球温暖化対策指針（変更案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

2018（平成30）年11月9日（金）～12月10日（月）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局 地球環境推進室（市役所第3庁舎17階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

題名、氏名(団体の場合は、名称及び代表者名)及び連絡先を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信
- (2) 郵送・持参 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市 環境局 地球環境推進室 宛て（市役所第3庁舎17階）
- (3) ファクシミリ 044-200-3921

<留意事項>

- ・ 電話での受付及び個別回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報とは公開いたしません。
- ・ 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます（個人、団体を問いません）。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容と、それに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、2019（平成31）年2月にホームページで公表する予定です。

5 お問い合わせ

川崎市 環境局 地球環境推進室 電話044-200-3836

意見書

題名	事業活動地球温暖化対策指針(変更案)に関する意見募集について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	2018(平成30)年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	環境局地球環境推進室		
電話番号	044-200-3836	FAX番号	044-200-3921
住所	〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4		